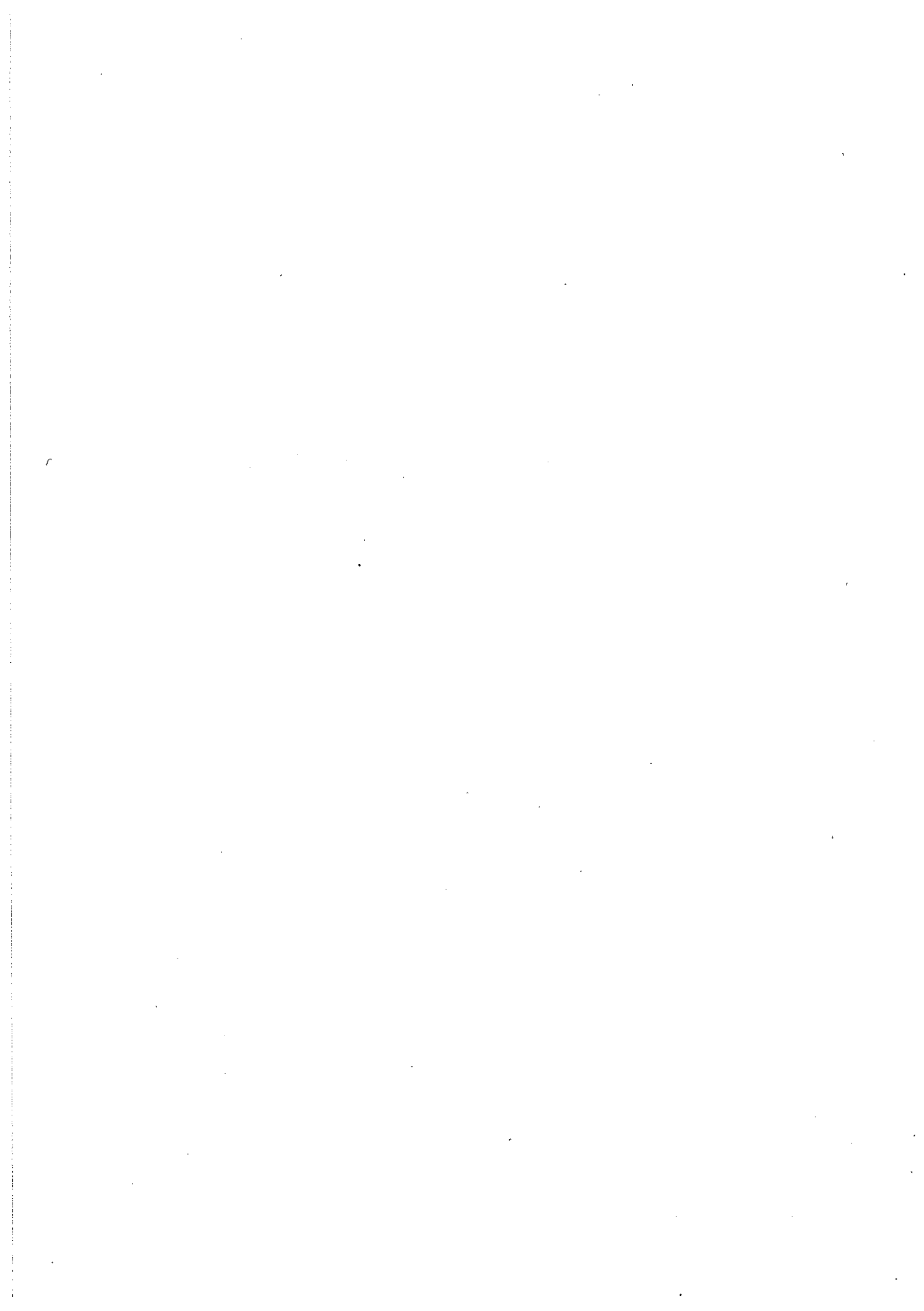


第3章 合併に向けて



1

秋川市・五日市町合併協議会の設置

秋川市と五日市町では、秋川市・五日市町合併促進協議会の結果を踏まえて、平成6年9月27日の2市町の議会に、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併に関する法律第12条第1項の規定に基づいて秋川市・五日市町合併協議会設置の議案を提案し、議決を得た。

翌日、両首長名連署の上、都知事宛てに「秋川市・五日市町合併協議会の設置について」を届け出た。

合併協議会の構成は、それぞれ2市町の長、議長、合併促進協議会の委員長、議会選出の議員、助役、学識経験者の18名で組織した。

秋総企発第 37号
五企合発第1026号
平成6年9月28日

東京都知事 鈴木俊一 殿

秋川市長 白井 孝

五日市町長 田中 雅夫

秋川市・五日市町合併協議会の設置について（届出）

秋川市と五日市町との合併に関する協議及び新市建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第12条第1項の規定に基づき、秋川市・五日市町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 協議会設置理由書
- 2 協議会規約
- 3 秋川市議会及び五日市町議会の関係議決書
- 4 秋川市議会及び五日市町議会の会議録

1 協議会設置理由書

秋川市と五日市町は、隣接する日の出町、檜原村とともに一体的な地域を形成し、地理的にも歴史的にも、経済・文化・生活等の面でも深い結びつきを有してきた。広域行政への取り組みも早く、医療、消防、ごみ処理等では既に一体的なサービスが行われている。

こうした事情から、行政・議会でも秋川流域の合併について取り組み、秋川市が誕生した昭和47年には合併促進協議会が発足した。諸般の事情から4市町村の合併協議は進展しなかったが、秋川市と五日市町の間で合併論議が高まり、平成4年4月には秋川市・五日市町合併促進協議会を設置し、他の二町村に先行する形で合併協議を進め、行財政関連の調査、合併後の将来構想の策定、住民説明会等を行ってきたところである。

今、二市町を取り巻く状況は大きく変化している。地方分権が時代の潮流となる中で、都道府県や市町村の自治能力の向上が求められつつある。また、秋留台開発や圏央道整備等の大規模プロジェクトを控え、二市町の将来は大きく変わろうとしている。21世紀に向けて夢と誇りの持てるまちづくりを進めていくには、もはや小さな自治体では不可能である。二市町の合併を成し遂げ、適正な規模と行財政能力を持った自治体を築いていかねばならない。

秋川市と五日市町は、合併により、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図るため、ここに「秋川市・五日市町合併協議会」を設置し、合併の具体的協議に入るものである。

2 秋川市・五日市町合併協議会の経過

平成6年9月28日、秋川市・五日市町合併協議会（以下「合併協議会」という。）の設置の告示がされた。

10月3日、委員の選任書の交付が行われたのち、第1回合併協議会が開催され、合併協議がスタートした。

また、10月11日、2市町の職員各8名ずつの16名で構成する合併協議会事務局を秋川市役所内に設置し、幹事会、専門部会も組織され、事務調整を開始した。

合併協議会は13回、第3回合併協議会で決定された小委員会は8回開催された。その概要は次のとおりである。

1 【第1回合併協議会】 平成6年10月3日

〔議 題〕

報告事項

- 報告第1号 合併協議会規約の報告について
- 報告第2号 合併協議会正・副会長及び委員の選任協議結果の報告について
- 報告第3号 合併協議会幹事会設置要領の報告について
- 報告第4号 合併協議会専門部会設置要領の報告について
- 報告第5号 合併協議会事務局規程の報告について

議決事項

- 議案第1号 平成6年度 合併協議会予算について

協議事項

- 協議第1号 合併協定項目について
- 協議第2号 合併協議会運営日程（案）について
- 協議第3号 第2回 合併協議会運営について

〔協議結果〕

合併協議会では、協議会規約や委員の選任協議結果などの報告があり、また、平成6年度の協議会予算が可決された。

なお、今後、検討・審議していく合併協定項目や運営日程などが決定された。

会議の冒頭、2市町の長から次のような挨拶があった。

○ 会長 臼井 孝 秋川市長挨拶（要旨）

この第1回の合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。歴史的な案件を逐次審議していただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

秋川市と五日市町の合併におきましては、22年の取り組みがなされてまいりまし

たが、この2・3年の間、秋川市と五日市町で真剣な協議がなされ、本日、法定協議会設置の運びとなり、正式に話し合いが持てることは、感慨無量でございます。

秋川市と五日市町が合併すると面積的にも大変広域的な市になります。東京都内で八王子市と青梅市に次ぐ三番目の広さになるわけでございます。この豊かな緑におおわれたキャンパスに理想的な未来都市を描いていくなれば、この地域は、大きな発展を遂げるのではないかと思うわけです。青梅市、八王子市に挟まれて、遜色のない、個性的で、魅力的な地域をつくり上げることが非常に重要なことだと思うのであります。

歴史と文化に名を上げた五日市町と最近とみに経済的発展を遂げている秋川市が合併することによって、秋川流域を視野に入れた未来都市への展望を開くことができると確信をしているわけでございます。

本日ご出席の皆さんは、議会を代表する方、そして地域を代表する方、東京都からは、お二人が参加していただいております。秋川市と五日市町で、総勢18名のメンバーで協議が進められることとなります。どうかこの協議会が大きな実りをもたらすように心からお願いを申し上げまして本日のご挨拶といたします。

○ 副会長 田中雅夫 五日市町長挨拶（要旨）

本日は、長年の懸案でありました、2市町の合併協議会が正式にスタートするわけでございます。

振り返ってみますと、昭和47年の1月に当時の2町2村の首長、議長が立ち合って将来的には合併しようという協約書が締結されておりながら、今日まで長い道のりをたどってきたわけでございます。

4カ市町村の促進協議会は継続されているわけですが、いざ細かい詰めになりますと、まだ早い、まだ早いということで先送りされて今日に至ったわけでございます。秋川市と五日市町は平成4年の4月から、合併問題に取り組んでまいりました。これまで、岩手県の北上市、九州の熊本市、あるいは茨城県の勝田市・那珂湊市、つくば市と視察をし、いろいろと勉強してまいりました。

今日このように法定協議会を正式にスタートさせることができ、私も感無量でございます。

これからは、この協議会を中心としまして、細かく最終的な詰めに入るわけでございます。どうかひとつお互いに、相互互譲の精神に基づいて、この協議会が目的を1日も早く達成させられますように、ご列席の方々に特段のお力添え、ご協力をお願いする次第でございます。五日市町の緑と清流、歴史、文化遺産、また、秋川市の秋留台地を中心とした新しい文明、経済、社会がうまく絡み合い、多摩27市において、21世紀を展望した素晴らしい可能性を秘めた新市が誕生できますようお願い申し上げます。

皆様方には、これからお忙しい中をご出席いただくわけですが、熱意と、情熱、そして合併に対するご精進をたまわり、新市がスタートできますよう心からお願いいたします。

まして、ご挨拶にさせていただきます。

合併協定項目

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の名称
- (4) 新市の事務所の位置
- (5) 財産の取扱い
- (6) 議会議員の定数及び任期の取扱い
- (7) 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
- (8) 地方税の取扱い
- (9) 一般職の職員の身分の取扱い
- (1 0) 特別職の身分の取扱い
- (1 1) 条例、規則等の取扱い
- (1 2) 組織及び機構
- (1 3) 一部事務組合等の取扱い
- (1 4) 使用料、手数料等の取扱い
- (1 5) 公共的団体の取扱い
- (1 6) 補助金、交付金等の取扱い
- (1 7) 町・字名の取扱い
- (1 8) 慣行の取扱い
- (1 9) 国民健康保険事業の取扱い
- (2 0) 消防団の取扱い
- (2 1) 各種事務事業の取扱い
- (2 2) 新市建設計画

2【第2回合併協議会】 平成6年11月4日

〔議 題〕

協議事項

- 協議第4号 合併の方式について
- 協議第5号 合併の期日について
- 協議第6号 新市の名称について
- 協議第7号 新市の事務所の位置について
- 協議第8号 町・字名の取扱いについて
- 協議第9号 新市建設計画（策定方針）について

〔協議結果〕

合併の方式については、任意の協議会から合体合併（対等合併）を前提として、協議・検討がされていることや、将来構想の住民説明会でも説明がされているため、合体合併として決定された。また、新市建設計画（策定方針）についても決定された。

なお、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、町・字名の取扱いについては、次回以降の継続協議となった。

■ 合併の方式（協定項目1）

秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

■ 新市建設計画の策定方針（協定項目22）

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、合併市町村において作成することが義務付けられている市町村建設計画（新市建設計画）については、次のような策定方針で臨むものとする。

- 1 本計画は、秋川市と五日市町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定してその実現を図ることにより、市町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。
- 2 本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。
- 3 本計画における主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成8年度から平成12年度までの5か年に係るものとする。
- 4 新市建設の基本方針を定めるに当たっては、21世紀を展望した長期的視野に立つものとする。
- 5 新市建設の基本方針を実現するための主要事業については、その大綱を定めるものとする。
- 6 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮

し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。

- 7 新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や都の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとする。

3 【第3回合併協議会】 平成6年12月2日

〔議題〕

協議事項

- 協議第5号 合併の期日について
- 協議第6号 新市の名称について
- 協議第7号 新市の事務所の位置について
- 協議第8号 町・字名の取扱いについて
- 協議第10号 地方税の取扱いについて
- 協議第11号 使用料・手数料の取扱いについて

〔協議結果〕

新市の名称と新市の事務所の位置については、正副会長及び議長、促進協議会委員長である委員6名で構成する小委員会をつくり、調査、研究を行うことが決定された。

また、地方税の取扱いと使用料・手数料の取扱いについては決定された。

合併の期日と町・字名の取扱いについては、継続協議となった。

■ 地方税の取扱い（協定項目8）

2市町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及びこれに続く2年度は現行の税率を採用する。
- (2) 法人市民税の法人税割は、制限税率と一部標準税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (3) 軽自動車税は、標準税率を採用する。身体障害者等に対する減免規定は秋川市の例による。
- (4) 都市計画税は、税率0.27%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (5) 個人市民税・固定資産税・都市計画税の納期は、秋川市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。
- (6) 特別土地保有税は、秋川市の例による。

■ 使用料、手数料等の取扱い（協定項目14）

使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。

なお、類似の施設等については、新市において調整する。また、手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」に

より、統一に努める。

4【第4回合併協議会】 平成6年12月8日

〔議題〕

議決事項

議案第 2号 平成6年度合併協議会補正予算（第1号）について

協議事項

協議第12号 財産の取扱いについて

協議第13号 公共的団体の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

〔協議結果〕

合併協定項目の調整に当たっての基本方針

- ① 新市の速やかな一体性の確保に努める。
- ② 住民サービスの向上に努める。
- ③ 原則として住民福祉は、高い基準に調整する。
- ④ 原則として住民負担は、低い基準に調整する。
- ⑤ 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ⑥ 新市における健全財政の確保に努める。

が了承される。

また、合併協議会補正予算が可決され、協議事項3件とも決定された。

■ 財産の取扱い（協定項目5）

2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

■ 公共的団体の取扱い（協定項目15）

公共的団体は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (1) 2市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 2市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (3) 2市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- (4) 2市町独自の団体は、現行のとおりとする。

■ 慣行の取扱い（協定項目18）

- (1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。
- (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。
- (3) 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、

新市において調整するものとする。

(4) 2市町独自の行事については、現行のとおりとし、その範囲を拡大する。

(5) 2市町共通の内容の行事については、新市において調整するものとする。

5 【第5回合併協議会】 平成6年12月26日

〔議題〕

協議事項

協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第16号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第17号 国民健康保険事業の取扱いについて

〔協議結果〕

協議事項3件とも決定された。

■ 一部事務組合等の取扱い（協定項目13）

(1) 一部事務組合等については、2市町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 協議会等については、2市町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

(3) 五日市町土地開発公社については、その所有する土地を秋川市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。秋川市土地開発公社については、新市において、あきる野市土地開発公社として存続するものとする。

(4) 株式会社秋川総合開発公社については、現行どおりとし、新市に引き継ぐものとする。

(5) 戸倉財産区管理会については、新市において現行のまま存続するものとする。

(6) 事務の委託については、2市町は合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。

■ 補助金、交付金等の取扱い（協定項目16）

2市町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討する。

なお、団体運営補助金は、

(1) 2市町で同一あるいは同種の団体に補助しているものは、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討する。

(2) 独自の補助金は、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

(3) 他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止する。

また、事業補助金（融資制度を含む）は、

(1) 2市町で同一あるいは同種の制度は、できるだけ早い機会に統一する。

(2) 独自の補助制度は、従来の実績を尊重し、当分の間現行のとおりとする。

(3) 地域的に特殊な補助制度は、当分の間、補助する。

(4) 他の補助金に整理統合できる補助制度は、廃止する。

■ 国民健康保険事業の取扱い（協定項目19）

- (1) 税率は、秋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。
- (2) 保険税の賦課期日、納期は、合併年度に限り現行のとおりとし、その後は新市において定める。

【第1回小委員会】 平成7年1月17日

正・副委員長の互選が行われ、委員長に白井会長、副委員長に田中副会長が選任された。

6 【第6回合併協議会】 平成7年1月20日

〔議題〕

協議事項

- 協議第5号 合併の期日について
- 協議第18号 消防団の取扱いについて
- 協議第19号 各種事務事業の取扱いについて
- 協議第20号 新市建設計画（素案）について

〔協議結果〕

消防団の取扱いと各種事務事業の取扱いについては、決定された。

また、合併の期日については、次回の合併協議会までの持ち越しとなった。

新市建設計画の素案はそれぞれ持ち帰り、次回以降の合併協議会でつめていくことで了解し、最終決定を4月5日の合併協議会とした。

■ 消防団の取扱い（協定項目20）

消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

■ 各種事務事業の取扱い（協定項目21）

- ・ 2市町双方で実施している独自の各種事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。
- ・ 2市町類似の事業については、住民サービスの低下を招かないよう留意しながら合理化・効率化に努める。

21-1 姉妹都市

- (1) 志波姫町・大島町については、合併後も継続する。
- (2) マールボロウ市については、合併後も継続して協議していく。

21-2 国際交流事業

合併後も秋川市の例により継続する。

21-3 電算システム事業

住民サービスの低下を招かないようシステムの構築を図り、合併と同時に稼働できるように調整する。

21-4 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙等の発行業務は、基本的に秋川市の例とする。
- (2) 相談業務については、秋川市の例による。

21-5 納税関係事業

徴収事務嘱託員制度については、秋川市の例による。

21-6 防災関係事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。
- (2) 災害時における指揮命令系統に支障が生じないように、早期に統一できるように調整を図る。

21-7 窓口業務

住民サービスの低下を招かないよう、調整に努める。

21-8 保健衛生事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。2市町で実施している事業については、実施時期、場所などに配慮しながら住民サービスの低下を招かないよう引き続き実施する。

21-9 伝染病予防対策事業

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-10 結核予防対策事業

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-11 休日・準夜診療

実施内容等については、新市において調整に努める。

21-12 精神薄弱者(児)福祉事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、基本的に秋川市の例による。
- (2) 一方の市・町が独自で行っている事業については、地域を拡大し実施に努める。

21-13 身体障害者(児)福祉事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町独自の福祉制度の内容に差異のあるものについては、高い水準に統一するように調整する。また、一方の市・町が独自で行っている事業については、地域を拡大し実施に努める。

21-14 高齢者福祉事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行水準の低下にならないよう調整に努める。
- (2) 2市町独自の事業内容に差異のあるものについては、高い水準に統一するように調整に努める。また、独自事業については、地域を拡大し実施に努める。
- (3) 敬老会及び敬老金支給事業については、五日市町の例により調整する。

21-15 児童福祉事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町独自の福祉制度の内容に差異のあるものについては、高い水準に統一する

よう調整する。ただし、秋川市の児童育成会運営事業、五日市町の学童クラブ運営事業については、当分の間、それぞれの例による。

21-16 保育事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。
- (2) 保育料については、五日市町の例により調整する。

21-17 生活保護事業

国・都の福祉制度に基づく事業については、秋川市の例による。

21-18 その他の福祉事業

- (1) 国・都の福祉制度に基づく事業については、現行のとおりとする。
- (2) 2市町双方で実施している独自の各種福祉制度等の内容に差異があるものについては、高い水準に統一するよう調整する。
- (3) 一方の市・町が独自で行っている事業については、これまでの実績を尊重しつつ新市において調整に努める。

21-19 健康づくり事業

- (1) 基本健康診査等については、新市において調整に努める。
- (2) 一方の市・町が独自で行っている事業については、住民サービスが低下しないよう協議・調整に努める。

21-20 ごみ収集運搬業務事業

当面は、現行のとおりとし、新市において調整する。

21-21 農林業関係事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。
- (2) 2市町で独自で実施している事業については、農林業の振興を図るよう調整に努める。

21-22 商工・観光関係事業

- (1) 当面は現行のとおりとする。
- (2) 2市町で独自で実施している事業については、商工・観光の振興を図るよう調整に努める。

21-23 上・下水道事業

- (1) 2市町同一のため現行のとおりとする。
- (2) 2市町がそれぞれ指定している指定工事店及び指定工事人については、新市に継続する。

21-24 学校教育事業

- (1) 基本的には秋川市の例による。
- (2) 育英資金貸付事業については、五日市町の例により地域を拡大して実施する。
- (3) 給食事業については、合併年度の翌年度から給食費等の統一化を図るよう調整する。

21-25 社会教育事業

住民サービスの低下を招かないようそれぞれの地域の特殊性に配慮し、新市において調整する。

21-26 その他事業

- (1) 当面の間、現行のとおりとする。なお、住民サービスの低下を招かないよう、事務の効率化・合理化等を考慮し調整・継承する。
- (2) 2市町の債務負担行為等については、新市に引き継ぐ。
- (3) 2市町の地方債については、新市に引き継ぐ。

21-27 任意の協議会等

2市町が加入している任意の協議会等については、新市において引き続き加入する。ただし、町村により組織されている協議会等については、五日市町は合併の日の前日をもって脱退する。また、2市町で組織する協議会については、合併の日の前日をもって解散する。

【第2回小委員会】 平成7年2月1日

新市名についてアンケート調査方式で方向性を出し、合併協議会に報告し、協議することとなった。

7 【第7回合併協議会】 平成7年2月8日

〔議題〕

協議事項

- 協議第 5号 合併の期日について
- 協議第 20号 新市建設計画（素案）について
- 協議第 21号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 22号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 23号 条例、規則等の取扱いについて
- 小委員会の結果について

〔協議結果〕

新市名について、小委員会の検討結果、アンケート調査による新市名の決め方が報告され、合併協議会で協議。結論が得られず再度、小委員会で検討することとなる。

合併の期日は、平成7年9月1日で決定され、一般職の職員の身分の取扱い、特別職の身分の取扱い、条例、規則等の取扱いについても決定された。

■ 合併の期日（協定項目2）

合併の期日は、平成7年9月1日とする。

■ 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目9）

- (1) 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

- (3) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

■ 特別職の身分の取扱い（協定項目10）

特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

■ 条例、規則等の取扱い（協定項目11）

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

【第3回小委員会】 平成7年2月19日

【第4回小委員会】 平成7年2月23日

【第5回小委員会】 平成7年2月25日

8 【第8回合併協議会】 平成7年2月28日

〔議題〕

議決事項

議案第 3号 平成7年度合併協議会予算（第1号）について

協議事項

協議第24号 組織及び機構

協議第25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第26号 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

小委員会の結果について

〔協議結果〕

平成7年度合併協議会予算と組織及び機構については決定されたが、議会議員の定数及び任期と農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについては、4月5日の合併協議会で決定することとなった。

■ 組織及び機構（協定項目12）

- (1) 現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。

- (2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3) 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4) 新市の組織・機構の整備については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5) 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
また、附属機関については、原則として統合するものとし、独自におかれている附属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。
なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

【第6回小委員会】 平成7年2月28日

【第7回小委員会】 平成7年3月6日

【第8回小委員会】 平成7年3月10日

新市の名称を中心に研究、協議を重ねたが、一本化した方向性を見出すことができず、今後、小委員会を解散して合併協議会で協議していくこととなった。

9 【第9回合併協議会】 平成7年3月10日

〔議題〕

報告事項

小委員会の結果について

協議事項

協議第6号 新市の名称について

協議第7号 新市の事務所の位置について

協議第8号 町・字名の取扱いについて

〔協議結果〕

小委員会からの報告を受けたのち、新市名について激論が交わされたが、意見の一致をみるまでに至らず、継続協議となった。

10 【第10回合併協議会】 平成7年3月13日

〔議題〕

協議事項

協議第6号 新市の名称について

協議第7号 新市の事務所の位置について

協議第8号 町・字名の取扱いについて

〔協議結果〕

新市の市名については、総体的に、明治12年の町制施行の伝統と歴史を持つ「五日市」を主張する五日市町側と、新市は、新しい名称にすべきとする秋川市側との

ぶつかりあいであった。

しかし、議論を重ねるうちにお互い理解が生まれ、ここにきて機が熟した感があった。

秋川市側は、市長が委員の付託を受け、また、五日市町側は、いくつかの候補の中から町長の決断を求める形で両首長が別室で協議することとなった。

5分間ほどで協議が終了、五日市町長が「あきる野市」の市名を発表、全委員がこれに賛成し、最大の難問もこれで決定された。

また、新市の事務所の位置も秋川市役所の位置で決定されたが、町・字名の取扱いについては、継続協議となった。

■ 新市の名称（協定項目3）

新市の名称は、あきる野市とする。

■ 新市の事務所の位置（協定項目4）

新市の事務所の位置は、秋川市二宮350番地とする。

11【第11回合併協議会】 平成7年4月5日

〔議 題〕

協議事項

協議第 8号 町・字名の取扱いについて

協議第 25号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 26号 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて

協議第 27号 新市建設計画の取りまとめについて

合併協定書の取りまとめについて

〔協議結果〕

議会議員は1年10か月、選挙による農業委員会委員は1年間引き続き在任することに決定された。また、町・字名の取扱いと新市建設計画も決定され、これで22の協定項目すべての協議が終了した。

■ 町・字名の取扱い（協定項目17）

2市町の町・字の名称及び区域は、従前のおりとする。

■ 議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目6）

2市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年10月間引き続き新市の議会の議員として在任する。

■ 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い（協定項目7）

新市に一つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

■ 新市建設計画（協定項目22）

新市建設計画は、別添「新市建設計画書」に定めるとおりとする。

12【第12回合併協議会】 平成7年5月16日

〔議題〕

協議事項

合併協定調印式について

〔協議結果〕

合併協定書について確認する。

13【第13回合併協議会】（平成7年8月14日）

〔議題〕

報告事項

報告第 6号 専決処分した平成7年度合併協議会補正予算（第1号）について

報告第 7号 平成6年度合併協議会歳入歳出決算について

報告第 8号 新市建設計画について

〔協議結果〕

専決処分した平成7年度補正予算と平成6年度決算が承認された。また、新市建設計画の一部差換えについても承認がされた。

合併協議会は8月31日をもって解散し、現金、備品等財産についてすべてを新市に引継ぐことを報告し、承認された。

3 住民の動向

1 住民投票条例制定の直接請求

平成6年8月、秋川市と五日市町の住民から「合併することについての可否を住民投票に付するための条例」制定の地方自治法に基づく直接請求の動きがあった。

秋川市は、代表者証明書の交付申請が8月23日、坂本久美氏他6名で行われ、8月26日、代表者証明書が交付された。

また、五日市町では、交付申請が8月26日、二宮和比古氏他4名で、9月1日、代表者証明書が交付された。

署名収集は、秋川市が8月27日から、五日市町が9月2日から1か月間行われ、その後、選挙管理委員会の署名簿の審査、縦覧が行われた。

条例制定請求書は、秋川市が10月28日、五日市町が11月7日に提出され、署名者数は、秋川市が法定署名者数809名に対して6,627名、五日市町が法定署名者数341名に対して4,288名と大幅に上回った。

2 秋川市の早期合併を求める陳情活動

直接請求の動きと同じころ、秋川市の中から五日市町との早期合併を求める陳情活動の動きが起こった。

平成6年9月16日、「秋川市と五日市町の合併を促進する秋川市民の会」が結成され、陳情書の署名活動が行われ、11月15日、16日、990名の署名を添えて秋川市議会に提出された。

3 2市町の議会、住民投票条例を否決

首長の意見を付した直接請求による住民投票条例は、秋川市議会が平成6年11月17日、五日市町が11月24日審議され、反対多数で否決された。

また、秋川市議会では、早期合併を求める陳情が採択され、両議会とも「合併を早期実現する決議」がされた。

4 五日市町長の解職請求

条例制定の直接請求が否決された後、五日市町長の解職請求運動が起こった。

平成6年11月21日、神部武宣氏他6名から請求代表者証明書の交付申請がされ、11月25日、証明書が交付された。

署名収集は、11月26日から1か月間行われたが、法定署名者数に達せず成立しなかった。

5 五日市町の早期合併を求める陳情活動

町長解職請求の署名収集が行われているさなかの12月6日、「五日市町と秋川市の合併を促進する五日市町民の会」が設立され、早期合併を求める陳情の署名活動が

開始された。

陳情は、平成7年1月13日、7,679名の署名を集め五日市町議会に提出され、3月24日、趣旨採択された。

4

都知事への内協議申請

平成7年4月12日、両首長連署により、都知事宛に秋川市及び五日市町の廃置分合に係る内協議の依頼をし、5月12日付けをもって自治省行政局長から都知事宛てに異議のない旨の回答があった。

また、新市建設計画も都知事宛てに4月12日に協議がされ、4月21日付け、異存のない旨の回答があった。

1 廃置分合に係る内協議 内協議の申請

秋総企発第15号
五企発第57号
平成7年4月12日

東京都知事 鈴木 俊 一 殿

秋川市長 白 井 孝

五日市町長 田 中 雅 夫

秋川市及び五日市町の廃置分合に係る内協議について

秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することについて、関係書類を添えて内協議します。

関係書類

- 第1 新市名及び名称選定の理由
- 第2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 合併予定年月日
- 第4 廃置分合を必要とした理由
- 第5 合併協定書案
- 第6 新市建設計画
- 第7 関係議案及び告示案
- 第8 協議書案
- 第9 現況表
- 第10 市の要件に関する調書
- 第11 その他参考資料

内協議についての都からの通知

7 総行地第 1 3 5 号

平成 7 年 5 月 1 5 日

秋川市長 白 井 孝 殿
五日市町長 田 中 雅 夫 殿

東京都総務局行政部長

福 永 正 通

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合の内協議について（通知）

このことについて、自治省行政局長から別紙のとおり回答がありましたので
通知します。

別 紙

自治振第 1 1 1 号

平成 7 年 5 月 1 2 日

東京都知事 殿

自治省行政局長

市町の廃置分合に関する内協議について（回答）

平成 7 年 4 月 2 1 日付け 7 総行地第 2 7 号をもって内協議のあった東京都秋
川市、西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもって、あきる野市を設置するこ
とについては異議がない。

2 新市建設計画についての都からの通知

7 総行地第28号

平成7年4月21日

秋川市・五日市町合併協議会

会長 臼井 孝 殿

東京都知事 鈴木 俊 一

秋川市及び西多摩郡五日市町の合併に係る新市建設計画に
ついて

平成7年4月12日付秋五合協発第19号により協議のあった標記の件につ
いては特に異存がないので、この旨通知します。

合併協定調印式・合併関係議案の議決

1 合併協定調印式

都知事に対する内協議が調ったことを受け、平成7年5月16日、五日市町役場3階大会議室で秋川市・五日市町合併協定調印式が行われた。

当日、来賓に東京都浪越地域振興担当部長、地元の東京都議会議員田村市郎氏、宮崎匡功氏、秋川市・五日市町合併促進協議会委員を迎え、市職員、都職員の関係者も出席して開催された。

調印式では、渡邊助役（秋川市助役）が合併の経過報告をした後、臼井市長、田中町長が協定書に署名、調印。立会人である合併協議会委員が署名後、2市町の首長ががっちり握手、新市誕生への期待を強調した。

また、調印式後、記者会見を実施した。

○秋川市・五日市町合併協定調印式次第

日 時 平成7年5月16日（火） 午前11時～
会 場 五日市町役場3階大会議室

- 1 開 会
- 2 合併の経過報告
- 3 合併協定書調印
- 4 挨 拶
秋川市長
五日市町長
- 5 来賓祝辞
地域振興担当部長
東京都議会議員
- 6 閉 会

○調印式での秋川市長挨拶（要旨）

秋川市・五日市町合併協定調印式に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今日までたどりつくことができましたのも、東京都、東京都議会議員、2市町の議会、さらに職員の皆様のご理解とご協力と、合併の協議を心を込めてお互いの立場を十分尊重しながら進めて参りました協議会委員各位のおかげで、こうして良き日を迎えられましたことに厚くお礼申し上げます。

本日、ここに秋川流域の地方自治に新たな歴史を刻むことができました。非常に感慨深いものがございます。昭和42年に私自身が議員になった頃、秋川流域は合

併をして、力を合わせて地方自治の伸展を図るべきだと話したものです。言うは易く行うは難しで、なかなか合併が実現できなかったことが思い出されます。

昭和47年秋川市制を施行する前段で、随分合併の話し合いをしたわけです。市制誕生は、合併市制を前提とするということで決着をみたわけです。当時、五日市町長の岸義一さんが、「五日市町は古くから町制を敷き、公共施設等は十分そろっている。この際、秋川流域が合併していくのが良いのでは。」ということ力を強く言われたことに大変感銘したわけです。

時が流れまして、単独市制から23年、ようやく先人の思いを成し遂げられるわけです。

ここに調印式ができ、これから2枚の翼をもって21世紀への将来構想「ヒューマングリーン21」を活かしながら、この新市建設計画の理想を追求するという新たなスタートを切ったということです。

この未来に栄光のあることを心から祈念してご挨拶いたします。皆さん本当にありがとうございました。

○調印式での五日市町長挨拶（要旨）

本日、ここに、秋川市・五日市町合併協定調印式に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

東京都議会議員、都の職員、また、今日まで合併問題を論議してまいりました協議会の委員の皆様、多くの方々との日を迎えられることに感謝申し上げます。

五日市町に合併論議が始まったのは、昭和45年です。その時、既に合併調査研究会というのが発足し、地域の各種団体の長が集まり、五日市地区だけでも約100名の方が調査・研究をしたとのことです。その結果、昭和47年に協約書の調印をし、23年が経過したわけです。

合併問題というのは、相互の信頼感と相互互譲の精神がないと合併という大事業は成し遂げられないということだと思います。また、秋川流域の行政をレベルアップしていくには、先鞭を切って秋川市と五日市町が合併していかなければならないと感じたわけです。

9月1日には、あきる野市がスタートするわけです。大きな海原に乗り出すわけですが、大きな荒波もくるでしょう。その苦しみをお互いに乗り越えて、21世紀の流域の行政の明るい未来を求めて航海をしなければと思います。この流域にも大きな行政課題が山積しております。地域や流域の皆さんから合併して良かったと言われる行政をしていかなければならないと思っています。

合併後も見守っていただき、絶大なるご理解、ご協力を賜りたいと念願する次第です。

本日の調印式に当たり、お礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

2 合併関係議案の議決

合併協定調印式が行われた後の平成7年5月22日、2市町の議会臨時会が開かれ、次の合併関係議案が賛成多数で可決された。

- 1 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について
- 2 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 3 秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

6

合併申請書の提出と知事決定

平成7年5月22日の2市町の臨時議会での合併関連議案議決後の翌日、秋川市長、五日市町長及び2市町の議長は東京都知事に会い廃置分合の申請と協力要請を行った。また、奥山東京都議会議長にも協力要請を行った。

申請を受けた都知事は、5月26日に自治大臣に対し廃置分合に関する協議を行い6月2日、自治大臣から都知事宛てに秋川市と五日市町の合併に異議のない旨の回答があった。

1 合併申請書の提出

秋総企発第17号

五企発第177号

平成7年5月23日

東京都知事 青島幸男 殿

秋川市長 白井 孝

五日市町長 田中雅夫

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成7年9月1日から秋川市及び五日市町を廃し、その区域をもって「あきる野市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 新市名及び名称選定の理由
- 第2 新市の事務所の位置及び選定の理由
- 第3 合併予定年月日
- 第4 廃置分合を必要とした理由
- 第5 合併協定書
- 第6 新市建設計画
- 第7 議会の議決書及び会議録の写
- 第8 協議書
- 第9 現況表
- 第10 市の要件に関する調書
- 第11 その他参考資料

2 都から自治大臣への協議

7 総行地第 158 号

平成 7 年 5 月 26 日

自治大臣 野 中 広 務 殿

東京都知事 青 島 幸 男

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 7 年 5 月 23 日付秋総企発第 17 号及び五企発第 177 号による関係市長及び町長からの申請に基づき、別紙のとおり、平成 7 年 9 月 1 日から、秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を設置したいので、同条第 2 項の規定に基づき、別添資料を添えて協議します。

3 自治大臣からの正式協議回答書

7 総行地第 200 号

平成 7 年 6 月 5 日

秋川市長 白 井 孝 殿

五日市町長 田 中 雅 夫 殿

東京都総務局

行政部長 今 村 皓 一

秋川市及び西多摩郡五日市町の廃置分合に係る自治大臣への協議に対する回答について（回答）

このことについて、自治大臣から別紙のとおり回答がありましたので通知します。

別紙

自治振第127号

平成7年6月2日

東京都知事 青島幸男 殿

自治大臣 野中広務

市町の廃置分合に関する協議について（回答）

平成7年5月26日付け7総行地第158号をもって協議のあった東京都秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を設置することについては異議がない。

4 都議会議決から知事の処分決定

自治大臣の正式回答を受け、東京都は、平成7年第2回定例会に合併関連議案を上程し、7月5日原案のとおり可決された。

- 1 東京都秋川市及び同西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を置くことについて
- 2 合併関連条例の一部を改正する条例等23件

都議会議決後の7月6日、都知事代理が2市町廃置分合の処分決定を行い、自治大臣に届け出をし、同日、決定書が2市町長に手渡された。

7 総行地第316号

平成7年7月6日

秋川市長 臼井 孝 殿

五日市町長 田中 雅夫 殿

東京都知事代理

副知事 植野 正 明

秋川市及び五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を置く
処分について（通知）

平成7年5月23日付秋総企発第17号及び五企発第177号で申請のあったことについては、別添処分書の写しのとおり処分したので通知します。

別 添

7 総行地第316号

平成7年7月6日

秋 川 市

五 日 市 町

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成7年9月1日から秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を置く。

平成7年7月6日

東京都知事代理

副知事 植野 正 明

5 自治大臣告示

平成7年8月8日付け官報により、告示が行われた。

○自治省告示第146号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、東京都秋川市及び西多摩郡五日市町を廃し、その区域をもってあきる野市を設置する旨、東京都知事代理から届け出があった。

右の処分は、平成7年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成7年8月8日

自治大臣 野 中 広 務